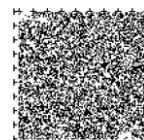
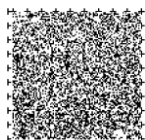


參考資料



1. 東松山市障害者計画等策定委員会委員名簿

| 選出区分 | 所属等 | 氏名 |
|--------------|--|--------|
| 学識経験を有する者 | 埼玉大学教授 | 葉石 光一 |
| | (株)松屋フーズ 人事部長付顧問 | 宮腰 智裕 |
| | 川越公共職業安定所東松山出張所 (ハローワーク東松山) 統括職業指導官 | 丸山 裕之 |
| 保健、医療及び福祉関係者 | 東松山保健所 保健予防推進担当部長 | 磯貝 瑞 |
| | (医) 緑光会 医療福祉統括長 医療福祉相談室室長 | 武田 耕典 |
| | (福) 東松山市社会福祉協議会 副参事 | 山口 光晴 |
| | (福) 東松山市社会福祉協議会 総合福祉エリア総合相談センター 総合相談課副課長 | 佐藤 美奈 |
| | (福) 昴 理事長 | 丹羽 彩文 |
| | (特非) 東松山障害者就労支援センター 代表理事 | 若尾 勝己 |
| | (特非) サン・フレッシュ・メイト 施設長 | 遠藤 正宣 |
| | (福) 愛弘会 愛弘園施設長 | 中能 広和 |
| 市内各種団体を代表する者 | 東松山市手をつなぐ育成会 | 齊藤 三千子 |
| | 東松山市地域自立支援協議会 副会長 | 澤井 太二郎 |
| | 総合教育センター 事務長 | 笹岡 智聡 |
| | 東松山特別支援学校 教頭 | 多田 明彦 |
| | 第二仲よし保育園 園長 | 森 美枝子 |
| 公募による市民 | | 阿部 正人 |



2. 東松山市障害者計画等策定委員会条例

○東松山市障害者計画等策定委員会条例

平成25年12月20日

条例第34号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため、東松山市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害者計画等の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、障害者計画等の策定について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

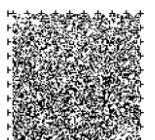
第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者
- (3) 市内各種団体を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。



2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

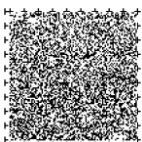
6 前条第2項から第4項まで及び第9条の規定は、部会について準用する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、障害者福祉を主管する課において処理する。



(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

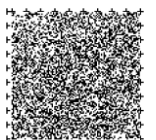
附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 東松山市障害者計画等策定委員会は、第2条の規定の施行の日前においても、第2条の規定による改正後の東松山市障害者計画等策定委員会条例の規定の例により、障害児福祉計画の策定について審議することができる。



東松山市
第三次市民福祉プラン後期計画
(東松山市障害者計画)

発行 令和4年3月

編集 東松山市健康福祉部障害者福祉課

〒355-8601

埼玉県東松山市松葉町1-1-58

TEL 0493-21-1452

FAX 0493-24-6066

